

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

弊社が運営する碧き風ぎの宿明治館におきまして、下記のとおり食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様とそこご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当館を日頃よりご愛顧いただいておりますお客様、および今後当館をご利用予定のお客様、並びに多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

本日、静岡県東部保健所の検査の結果が判明し、行政処分の内容が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 食中毒事故の内容について

令和5年10月21日に宿泊（10月22日チェックアウト）されたお客様より、令和5年10月26日と令和5年10月27日に、下痢、発熱、吐き気などの症状があるという連絡がございました。これを受けまして、令和5年10月27日に当館独自で電話による聞き取り調査を開始、同時に静岡県東部保健所による立ち入り検査が実施され、その結果、23グループ84名中10グループ26名に食中毒が認められました。

本日令和5年11月2日付で静岡県東部保健所より当館調理部に対して（令和5年11月2日～改善事項が認められるまで）の営業停止処分を受けました。

2. 行政処分の内容について

所轄保健所：静岡県東部保健所

処分年月日：令和5年11月2日

処分の理由：食品衛生法第6条第3号の規定に違反したため

処分解除年月日：※解除となりましたら追記いたします

処分解除年月日：令和5年11月4日午後5時24分 ※11/4 追記

病因物質：カンピロバクター

3. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

当館では、日頃から従業員に対する教育のほか定期的に専門機関による衛生検査や研修会を行うなど衛生管理の徹底に努めてまいりましたが、このような食中毒事故の発生に至りました。この事態を真摯に受け止め深く反省するとともに、再発防止に向けて以下の対策を実施し、お客様に安心・安全にご利用いただくために静岡県東部保健所の指導により更なる衛生管理の強化を図ってまいります。

- ① 厨房設備清掃の徹底
- ② 厨房内機材の一部更新および新設
- ③ 調理従事者に対する衛生マニュアルに基づく手洗いの徹底指導
- ④ 食中毒予防のための教育研修の実施

本件に伴い、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

以上

令和5年11月2日
株式会社 土肥グランドホテル明治館
代表取締役 勝呂 克彦